

CASE 03



集落営農を統合して継承

継承前の状況

- * 中山間地域内の集落営農（5つの農事組合法人、4つの株式会社）がそれぞれの法人を設立し、10年以上が経過。
- * 集落座談会において、**各法人の後継者確保が難しい**ことが話題となる。各法人の代表者から相談を受けた**町役場**が県と協議したうえで、**組織統合を前提とした話し合いを提案**。
- * 各法人の代表は組織統合の検討を開始したが、農事組合法人と株式会社の**2種類の法人形態**が存在するため、**そのままでは合併ができない**ことが判明。



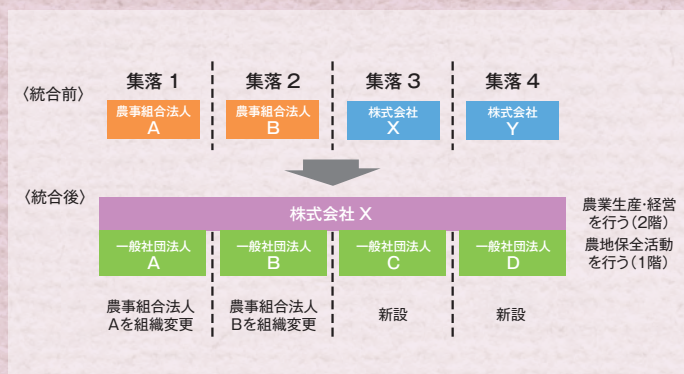
継承プロセス

① 準備段階

- ◎ 各法人における農地に関する所在や権利、農業機械の種類など**資産の保有状況及び管理方法を整理**。
- ◎ 各法人における**農作業に必要となる人数、後継者候補を検討**。
- ◎ 統合した法人の経営を発展させるためには、あぜ道の草刈りなどの**地域の農地保全活動が負担**となるとの**共通認識が醸成**された。

② 経営継承計画の策定

- ◎ **地域の農地保全活動**については、持続的な仕組みを創ることが可能となるよう法人組織を設立して行うこととし、**農業生産と経営**については担い手を中心とした株式会社が行う**2階建て方式を合意**。
- ◎ 地域の農地保全活動を行う法人は、非営利型で税制上の優遇措置を受けられる一般社団法人とし、既存の農事組合法人の組織変更と新規に設立した一般社団法人を地域ごとに設立。
- ◎ 農業生産・経営を行う株式会社は、既存の株式会社の法人格を生かして、1社に統合。
- ◎ 経営理念を「地域が輝く農業」へ変更すると共に、**役員の世代交代が円滑にできるように**するため、統合した会社内で、**昇任・昇格に関するルールを定め**、意欲ある社員を役員に登用できるようにした。



活用できる支援策

<多面的機能支払交付金>

農業者等で構成される組織が、地域共同で取り組む水路・農道等の地域資源の基礎的な保全活動等について計画を作成して活動を行う場合、農用地の面積に応じて一定額が交付されます。



③ 経営継承の実行

- ◎ 統合した会社の売上向上に伴い、**昇任・昇格ルールに基づく役員が複数名誕生**。役員としての経験を一定期間積んだ後、昇格した役員の中から代表取締役を決定。併せて、**役員の世界交代を順次実施**。



- ★各地域ごとに設立した一般社団法人は、地域内の農地のあぜ道での草刈り作業を多面的機能支払交付金を活用して行い、参加した農業者に日当を支払うなど持続的な仕組みを構築。
- ★統合した株式会社は、地域内の農作業管理と共に、周辺の道の駅などへの直売やレストランへの食材提供などに積極的に取り組む。



経営継承に関する金融・税制支援策

法人版事業承継税制(2018年度から大幅拡充)

後継者が都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予又は免除されます。

[主要要件]

- 非上場の中小企業(農業法人の場合、資本金3億円以下または従業員300人以下。農事組合法人は対象外)であること
- 資産管理会社(資産に占める賃貸用不動産や有価証券の割合が70%以上、またはこれらからの運用収入が全収入に占める割合が75%以上の会社)に該当しないこと
- 事前に「特例承継計画」を策定した上で都道府県知事の認定を受けること(一般措置については不要)

	特例措置	一般措置
事前の計画設定	5年以内の特例承継計画の提出 (2018年4月1日から2023年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 (2018年1月1日から2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与:100%、相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間、平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化に対応した免除 相続時精算課税の適用	あり 60歳以上の者から20歳以上の者への贈与	なし 60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与

税制の前提となる認定は(中企庁HP)コチラ→



税制の詳細は(国税庁HP)コチラ→



アグリビジネス投資育成株式会社の活用

アグリビジネス投資育成株式会社は、JAグループと日本政策金融公庫が出資して設立された機関です。

継承後の経営を安定させる下支え効果を得るため、同社が株式・出資を引き受けて安定株主となることにより、経営陣が経営権を維持したまま、後継者へのスムーズな経営継承が可能となります。

諸条件があるので、詳しくは同社に確認ください→





他の農業法人の グループ法人となって継承

継承前の状況

- * 夫婦と従業員5名で株式会社Aを経営。
- * 親の代から続く黒毛和牛を中心とした肉用牛の一貫経営。共進会で賞を取るなど肉牛の品質の高さは地域でも指折りの生産者。
- * 一人娘は農業に縁がない会社員に嫁いでおり、A社を継ぐ意思がないため、50代後半である夫婦は親族以外への継承を意識。



親族以外へ継承
するしかないなあ

継承プロセス

① 準備段階

- ◎ A社の目に見える資産と目に見えない資産(生産技術や飼養管理のノウハウなど)を整理し、一覧表を作成するなどの**継承する資産の見える化を実施**。
- ◎ 普及指導センター、市町村、顧問税理士と検討チームをつくり、**他社へ株式を譲渡をする際の価格算定**に取り組む。
- ◎ 地域内の**複数の肉用牛経営者へ継承について打診**を開始。

② 経営継承計画の策定

- ◎ A社を引き継ぐ意向のある肉用牛経営者数名との面談を実施。その結果、**同業の株式会社Bに引き継ぐことで合意**。
- ◎ 株式の譲渡価格については、数回の話し合いにより同意。品質の高い生産をしていることをよく承知している肉用牛経営者であり、話し合いはスムーズに進行。**A社はB社の子会社とし、B社の経営者がA社の役員を兼任することとした**。
- ◎ **株式の譲渡、生産ノウハウ、経営権の継承などについて、経営継承計画を策定**。

③ 経営継承の実行

- ◎ A社は**第三者割当増資**を行い、B社に普通株式を、**アグリビジネス投資育成株式会社**に**無議決権配当優先株式**を、**割り当て**。また、A社の経営者が所有する株式の過半を増資で得た資金で自己株式として取得。その後、自己株式を数回に分けてB社に譲渡。
- ◎ **A社の経営者に引退後のメリットを付与**するため、引退する際に退職金とともに、所有していた**残りのA社の株式**とB社の**無議決権配当優先株式**を交換。

★ B社は、A社の生産ノウハウを自らの農場にも取り入れ、グループ企業全体として質の高い肉牛を多く生産できるようになったことから、**販路や取引先が増えて売上が増加**。

活用できる支援策



グループ会社における役員兼務について、子会社に関して一定の要件(親会社が農地所有適格法人かつ認定農業者、子会社が農地所有適格法人、兼務する役員(親会社で年間150日以上農業に従事している株主)が子会社の行う農業に年間30日以上従事)を満たした場合には特例もあります。

(注)この特例は令和元年11月1日に施行される予定。

